

現代の「シンシ垣」を築け！

第4回 鳥獣行政を支える「研究機関と専門家」



酪農学園大学 農畜環境学群
環境共生学類 教授
赤坂 猛

2014年、鳥獣の保護等に関する法律（以下、鳥獣法）が改正され、シカやイノシシなど社会問題を引き起こしている種の管理へと大きく舵が切られた。鳥獣法は、1895年に制定された狩猟法が改正・昭和、そして平成の中で幾度となく改正され今日に至っている。法律の改正に際しては、立法府から行政府に対して多くの「意見等」が付されてきた。本稿では、それらの「意見」の中から、我が国の鳥獣行政に欠けている重要な「体制」を論じる。

求められた「研究機関と専門家」

1999年の鳥獣法改正は、都道府県において大きな社会問題となつて久しい鳥獣の適正な保護管理行政の執行に際して、新たに知事の裁量を大幅に認めるといふ点で画期的であった。これにより、都道府県は、例えば鳥獣への狩猟圧の加減を自在に調整することが可能となった。ただし、その前提として知事には「科学的な保護管理と順応的な管理」の徹底が義務づけられた。

この鳥獣法の改正案に対して、衆議院および参議院の環境委員会より計18項目の附帯決議が出された。附帯決議とは、立法府が行政府に対し希望等の意見を表明するものであり、法的拘

束力を有するものではないが尊重すべきもの、ともいう。

この時の衆議院の決議（第5）には、「都道府県における早急な調査研究体制の整備、野生鳥獣保護の専門的な知識・経験を有する人材の確保及び育成」について、「関係都道府県に対し、積極的に助言、指導及び財政的支援を行うこと」とある。要するに、

法律の変遷の概要

年	法律の改正等	主な内容等
1895	狩猟法の制定	
1918	狩猟法の全部改正	保護鳥獣を指定する制度の改正等
1963	狩猟法の改名等	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改名
1999	鳥獣法の改正	特定鳥獣保護管理計画制度の創設
2006	鳥獣法の改正	休猟区における狩猟の特例等
2014	鳥獣法の改名等	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改名

立法府は、多くの都道府県において鳥獣行政の科学的な執行に必要な研究機関の未整備や専門家不在を看過して、この附帯決議を出したと筆者は理解した。当時北海道庁の鳥獣行政に従事していた筆者は、これで長年鳥獣行政に欠落していた「研究機関と専門家」の整備や育成等が進展していく

ことを確信していた……。

進展のない「附帯決議」

しかし、その進展が見えない中、2006年に鳥獣法が再び改正され、衆参両院より12項目の附帯決議が出された。衆議院の決議（第6）には、「鳥獣保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材の育成・確保を図るとともに、行政機関においても、そのような人材を適切に配置すること」とあった。

この2006年の決議は、図らずも1999年の決議「野生鳥獣保護の専門的な知識・経験を有する人材の確保及び育成」が未達成であることから、再度決議されたものと思われる。この「専門家の育成・確保」のみならず1999年の「研究機関の整備」についても、管見の限りではあるが行政府による特段の動きはなかったよう

附帯決議の「専門家の確保・育成・配置等」の変遷

法律の改正年	附帯決議（「専門家」に係る内容）		
	確保・育成	配置	配置の公表
1999	○		
2006	○	○	
2014		○	○

である。

鳥獣行政を支える「研究機関の整備と専門家の育成」の多難が続く。

履行された大正の「希望条件」

1世紀前となる1918年、狩猟法が全部改正された。これまでの保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定へと発想を逆転させるなど、今日の鳥獣法の嚆矢ともなる画期的な改正であった。この法改正に際して、衆議院より3カ条の希望条件が付された。うち1条に「主務官庁及各地方庁ニ狩猟取締官吏ヲ置クコト」とあった。

この「狩猟取締官吏」とは、どのような専門的な資質（資格）を有し、かつ処遇されたのであろうか……。少々長くなるが、「北海道の猟政」



札幌市近郊の草地に現れたエゾシカオスの群れ。この10年間で群れのサイズは大きくなってきている=2014年7月

（北海道1969）より紹介する。

「この改正と関連し、各都道府県には猟政担当専門官を置くことが指示され、当時の専門官は、東京農業大学に1ヶ月間派遣され、みっちり鳥獣法令や動物学の研修が義務づけられ、しかも、この研修は毎年長期にわたって続けられており、猟政担当官は、専門職としての身分を保持させ、猟政担当者の配置には、農商務省が関与するという強い態度であった。」

北海道の初代・狩猟取締官吏（斉藤春治氏）は大正時代、絶滅視されていたタンチョウが道東の釧路湿原に生息していることを発見するなど、その職責の広さを窺うことができる。

大正の希望条件は、時の農商務省によって誠実に履行された。羨ましい限りである。大正の希望条件と平成の附帯決議、行政府の対応は現状のところ真逆のようである。

必須の組織体制づくり

1999年および2006年の鳥獣法の改正とその附帯決議については先述のとおりであるが、2014年の法改正においても「専門家の配置」について附帯決議が出されている。衆議院環境委員会の15項目の附帯決議（第2）に次のようにある。「科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する職員が都道府県に配置され



札幌市近郊の道立自然公園で見られたエゾシカによる冬季の樹皮食。大径樹への樹皮食が急速に広がっている=2017年3月

ることが重要であることに鑑み、専門的知見を有する職員が都道府県に適切に配置されるよう支援を行うこと」とある。さらに、「都道府県における当該職員の配置状況について把握し、毎年公表を行うこと」ともある。

直近の20年余の間、3度の鳥獣法の改正のたびに「鳥獣専門家の育成、確保等」に係る附帯決議が繰り返されてきた。1999年の決議では、鳥獣行政を支える「研究機関の整備と専門家の育成・確保」について、国は「関係都道府県に対し、積極的に助言、指導及び財政的支援を行うこと」と決議されている。しかし、繰り返すが管見の限りではあるがそのような「動き」はいまだないようである。

国および都道府県の鳥獣行政にとって、研究機関の整備と専門家の育成・配置は必須の組織体制である。附帯決議に「時効」はあるのだろうか。大正の希望条件への農商務省の対応に思いを馳せ、平成の附帯決議への真摯な対応を切望する。